

障害児相談支援システム貸借及び保守に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、障害児相談支援システム貸借及び保守に係るプロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 貸借及び保守の概要

(1) 件名

障害児相談支援システム貸借及び保守

(2) 貸借及び保守内容

「障害児相談支援システム貸借及び保守仕様書」による

(3) 貸借及び保守金額の限度額

本貸借及び保守（導入一時経費等を含む）における上限額は、5年間総額9,659,430円（税込）とする。

なお、支払いについては月額とする。

(4) 貸借及び保守期間

貸借期間は令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。ただし、契約締結の日の翌日から令和8年11月30日までの期間は、システム機器の設置及び職員研修等の期間とし、これに要する費用（データ移行費を含む）は貸借人の負担とする。

(5) 借借人及び事務局

借借人：流山市

事務局：流山市児童発達支援センター

住 所：〒270-0113 流山市駒木台221番地の3

電 話：04-7154-4844

F A X：04-7154-4844

電子メール：jidoushien@city.nagareyama.chiba.jp

3 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、以下の要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中のものでないこと。
- ③要領の公表の日から当該プレゼンテーションの日までの間において、市長から指名停止及び指名除外に該当していないこと。
- ④法人格を有し、本質貸借及び保守を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑤公募に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有するものでないこと。

4 スケジュール

募集及び事業者の選定は、次の日程（予定）で行うものとする。

| 内容 | 日程 |
|---------------------|-----------------|
| 実施要領の公表 | 令和8年6月5日（金） |
| 質疑受理期限 | 令和8年6月19日（金） |
| 質疑回答 | 令和8年6月26日（金） |
| プロポーザル参加表明書 受理期限 | 令和8年7月3日（金） |
| 参加決定通知 | 令和8年7月17日（金） |
| 提案書、見積書受付期限 | 令和8年7月24日（金） |
| プレゼンテーション | 令和8年8月12日（水） |
| 審査結果通知 | 令和8年8月21日（金） 予定 |
| 契約 | 令和8年9月初旬 |

5 参加表明の提出

（1）当該プロポーザルに参加する意思のある者は、下記のものを持参により提出するものとする。

- ①「公募型プロポーザル参加表明書」（別紙様式1）

- ②「参加資格確認書」(別紙様式2)
 - ③履歴事項全部証明書
 - ④法人の事業・概要がわかるパンフレット等(任意の様式)
 - ⑤過去3年分の損益計算書及び最新の貸借対照表
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出先 〒270-0113 流山市駒木台221番地の3
流山市児童発達支援センター
- (5) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで(必着)
- (6) 参加表明後の辞退
プロポーザル参加を辞退する場合は「プロポーザル辞退届」(別紙様式3)を提出する。

6 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 提出の方法
仕様書等に関する質問は、「質問票」(別紙様式5)により電子メール、FAXによるものとする。
- (2) 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先 流山市児童発達支援センター
電子メール jidoushien@city.nagareyama.chiba.jp
F A X 04-7154-4844
- (4) 回答期限
令和8年6月26日(金)までに流山市ホームページ上で公表する。
- (5) その他
質疑回答の内容は、この実施要領及び仕様書の追加又は訂正と見なす。

7 参加決定通知

- (1) 「プロポーザル参加表明書」により参加表明を行った事業者のうち、入札契約審査会で適格と認められた事業者へ「参加決定通知書」を通知し、プレゼンテーションの日時と場所を指定する。
- (2) 応募者は、当該審査結果に対して異議申し立てることはできない。

(3) 審査結果又は審査内容に関する問合せは、一切対応を行わない。

8 企画提案書及び見積書の提出方法等

(1) 提出期限及び方法

令和8年7月24日(金)午後5時までに持参により提出すること。なお、提出期限までに提出できなかった場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出先 〒270-0113 流山市駒木台221番地の3
流山市児童発達支援センター

(3) 見積書の提出方法

見積書は別紙様式4で記載すること。なお、見積りに当たっては、2(3)(4)及び「障害児相談支援システム賃貸借及び保守仕様書」の内容に基づき算出し、支払いは令和8年12月からの月払い(60回)とする。

(4) 提案書等の提出部数

①提案書(流山市長あて、社印及び代表者印)(別紙様式6)

: 正1部 副6部 ※副はコピーで可

②見積書(流山市長あて、社印及び代表者印)(別紙様式4)

: 正1部 ※封入封緘し、提出すること

(5) その他 提出後の資料の追加、訂正は認められない。

9 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの参加者は、本市が指定する実施日
令和8年8月12日(水)に提案書に基づくプレゼンテーションを行う。

①説明内容については参加者の任意とする。

②割当時間は30分以内とし、うち質問時間を10分程度設ける。

プレゼンテーションでは、本市が用意するプロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

③実施の順番は提案書の提出順とする。

プレゼンテーションにおける出席者は、1事業者あたり3名までとする。

1 0 提案書作成等の具体的内容

(1) 書式

別紙様式 6 を鑑とし提出すること。

(2) 作成内容

提案書は別表 1 「障害児相談支援システムの導入」、別表 2 「障害児相談支援システム賃貸借及び保守受託事業者選定基準」及び各仕様書の内容を参考に作成するものとする。

(3) 提案書作成等に要する費用負担

提案書作成に要する費用及びプレゼンテーションに係る費用等、提案に要する費用については、すべて参加者の負担とする。

1 1 提案書の評価及び選考の実施等

(1) 評価及び選考は、別途流山市が設ける障害児相談支援システム賃貸借及び保守に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

(2) 選考基準は別表 2 のとおりとし、選考委員会で採点し、評点の合計が 6 割以上で、なおかつ最高得点の者を最優秀提案者として決定する。

なお、プロポーザル参加者が 1 事業者である場合においても、選考基準に基づく審査を行い、良好な事業の実施が見込まれると評価できるときは、事業者を選定するものとする。

(3) 提案内容には、参加法人の事業活動や独自の仕組み等に関する情報が含まれているため、審査は非公開で実施する。

1 2 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果については、文書で通知するとともに市のホームページで公表する。

(2) 審査結果についての異議申し立ては受理しない。

1 3 留意事項

(1) 提案書等に虚偽記載をした者は、当該賃貸借及び保守の提案書を無効とする。

(2) 提出された提案書類は返却しない。

- (3) 賃貸借及び保守の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 本プロポーザルは都合により延期し、又取止めることがあります。この場合について、参加者は意義申し立てることができず、違約金は請求できないものとします。